

地域計画

策定年月日	令和7年3月25日
更新年月日	令和8年3月25日 (第1回)
目標年度	令和10年度
市町村名 (市町村コード)	米子市 (31202)
地域名 (地域内農業集落名)	富益・崎津・大篠津・和田地区 (川上、上部、上中、下中、西中、北口、上新田、下新田、中村、南口、大崎1区、大崎2区、大崎3区、大崎4区、葭津5区、葭津6区、和田(第1、第2、第3、第4、第5、第6、第7)、御崎、上口、立原、清和、山口、灘口、灘浜、旭ヶ丘1区、旭ヶ丘2区)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載しております。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	214.4 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	214.4 ha
② 田の面積	12.2 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	202.2 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	31.0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	20.1 ha
⑥ 区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	76.4 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	5.8 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載しております。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載しております。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載しております。

(2) 地域農業の現状及び課題

<p>【現状】 当地区は主に畑作地域であり、農振農用地内の約9.1%が担い手(認定農業者10名、認定新規就農者7名、基本構想水準到達者1名)、その他は兼業農家等によって営農されている。主に米子市の特産物である白ねぎをはじめ、甘藷、ニンニク等の野菜栽培が盛んである。今後は農業者の高齢化や農業者不足により耕作地の減少が進んでいく一方で、新たに担い手が営農する農地面積は限られており、耕作放棄地の増加が懸念されている。そのため、地域で農地中間管理機構が実施するアグリスタート研修生を積極的に受け入れており、新規就農者は年々増加している。 農地について、平均農地面積(農地1筆あたり)が約5aと小さく、隣接する耕作放棄地等の影響により耕作が難しい農地が点在している。ただ、富益地区では耕作放棄地の解消、農業生産性の向上を目的とした約10haの基盤整備事業を実施しており、令和8年度の完成後は担い手へ農地の集積及び集団化する予定である。 農用地の保全について、崎津地区では多面的機能支払交付金事業を活用し、農用地の保全管理に務めている。</p> <p>【課題】 畑地と水田が混在していたり、隣接する農地が耕作放棄地であることにより、農地の集約化が難しい地域についてはインフラ再整備を含めた基盤整備事業等を検討する必要がある。 農業者の高齢化や農業者不足が進んでおり、「次世代の農業を担う若い農業者をどのように確保していくか」、「農地をどのように利用するのか」を検討する必要がある。 農用地の保全について、地域の高齢化により水路清掃をできる人材が減少しており、対策について検討する必要がある。</p>

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

<p>今後も担い手を中心として、白ねぎや甘藷等の野菜栽培を継続する。今後も農地を守っていくためには限られた人材で効率的な農業を目指す必要があるため、営農の効率化及び省力化を促進する。 また、今後も地域外・市街の担い手及び新規就農者の積極的な受入を促進し、新たな担い手の確保に繋げる。 農用地の保全については、今後も継続的に多面的機能支払交付金事業を活用し、適正な農用地の保全管理をおこなう。未実施地区については、事業実施により農地保全をおこなう地域を増やす。</p>

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地の大区画化を目的とした基盤整備などの整備事業の実施や、担い手同士で定期的に協議し、農地の流動化をおこなうことにより、担い手への農地の集積及び集約化を促進し、営農の効率化及び省力化を図る。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	9.1	%	将来の目標とする集積率
			18.5 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
可能な限り担い手の農地の団地数、飛び地の農地を減らし、農地の団地化を行う。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとすべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
当地区の担い手への農地の集積及び集団化に向けて、認定農業者等の担い手と関係機関で農地利用について協議する。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
原則として、当地区内の農地の貸し借りについては農地中間管理機構を活用する。また、農地中間管理機構等の関係機関と協力し、担い手への農地の集積及び集団化を加速させる。
(3) 基盤整備事業への取組
営農の効率化及び担い手への集積及び集団化を加速させるために、大崎地区で耕作放棄地を含めた基盤整備事業を計画しており、地域の担い手及び地元関係者を中心として準備をおこなう。 また、和田・大篠津地区でインフラの再整備を含めた農地の大区画化(農地1筆あたり30a程度)とする農地基盤整備事業の活用を検討する。
これまでと同様に農地中間管理機構の実施するアグリスタート研修生の受け入れを促進し、新たな農業者を確保する。また、地域として新規就農者のサポートを強化する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組
水路清掃、草刈り作業の外部委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	
【選択した上記の取組内容】				
⑦多面的機能支払交付金事業を継続的に活用し、適正な農用地の保全管理活動をおこなう。未実施地域については事業の活用を検討する。				
⑧新規就農者のビニールハウス等の農業用施設の確保を検討する。				

